

対応する課題	小樽市		北海道	国
	内容 (●：振興会議意見を反映した施策)	予算額 (千円)	(◆：中小企業総合支援センターの事業)	
経営課題	<p>人材確保 人手不足</p> <p>▷企業の認知度向上を図るため工場見学環境整備などにかかる費用を一部補助 ▷UIターン促進のため、首都圏の学生の就職活動にかかった交通費や移転費を支援 ▷市内企業の自社PR機会を提供するため、企業出前講座や企業見学ツアーなどを実施 ①市内企業の情報検索機能をはじめ、就職に関する支援制度などの情報を掲載する「小樽ジョブナビ」を運営</p>	7,403	<p>▷副業・兼業人材活用促進補助金 ▷人材確保奨励金 離職期間がある求職者が、対象職種に31日以上就労した場合奨励金を支給 ▷北海道プロフェッショナル人材センター 企業と外部人材のマッチングを支援 ▷戦略産業人材確保支援事業 人材確保セミナー・支援プログラムの実施</p>	<p>▷人材確保等支援助成金 魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る取組に対する助成 ▷人材開発支援助成金 専門的知識及び技能を習得させるため職業訓練等を実施する際、賃金の一部等を助成</p>
	<p>省人化・省力化</p> <p>▷中小企業等経営強化法に基づく、生産性向上を目的とした設備投資に対する税制支援</p>	-	<p>▷賃上げ環境整備補助金 業務効率化・生産性向上に資する環境整備費用等を補助</p>	<p>▷ものづくり補助金 ▷中小企業省力化投資補助事業</p>
	<p>事業承継</p> <p>▷セミナーの実施やリーフレットによる意識啓発、支援が必要な事業者へヒアリング実施 ②中小企業等実態調査アンケートを実施し、事業承継に課題を抱える事業者に対し、関係機関と連携した支援を実施（R8予定）</p>	100	<p>▷事業承継貸付 ◆事業承継促進支援事業 専門家を無料派遣（2回程度）</p>	<p>▷事業承継M&A補助金 事業承継時の設備投資や経営資源の引継ぎ等に係る経費の一部を補助 ▷経営承継円滑化法等による税制支援・金融支援 ▷承継時の経営者保証解除に向け、政府関係機関が関わる融資の無保証化拡大 ▷事業承継・引継ぎ支援センターの設置</p>
	<p>デジタル化の遅れ</p> <p>-</p>	-	<p>▷デジタルチャレンジ推進事業 AIやIoT等のデジタル技術を活用し地域課題を解決する「新規性のある」実証を支援</p>	<p>▷デジタル化・AI導入補助金 旧名称：IT導入補助金 AI等を用いた業務効率化やDX推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援。インボイス対応にも活用可能。</p>
	<p>設備老朽化</p> <p>▷小樽市企業立地促進条例による償却資産等の課税免除 ▷中小企業等経営強化法に基づく生産性向上を目的とした設備投資を支援（再掲）</p>	-	<p>▷小規模企業者等設備貸与事業 設備を代理購入し、事業者へ割賦販売やリース貸与を行う ▷賃上げ環境整備補助金（再掲）</p>	<p>▷ものづくり補助金（再掲） ▷中小企業省力化投資補助事業（再掲）</p>
	<p>人件費、物価高騰</p> <p>▷国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、高圧電気料金高騰対策支援金などの事業者向け支援等を実施</p>	-	<p>▷特別高圧電力利用事業者緊急支援事業など ▷価格転嫁・取引適正化ポータルサイト</p>	<p>▷重点支援地方交付金やガソリン補助金等の物価高騰支援 ▷キャリアアップ助成金 パートタイムなど非正規雇用労働者の賃金上げを対象に助成</p>

対応する課題	小樽市		北海道 (◆：中小企業総合支援センターの事業)	国	
	内容 (●：振興会議意見を反映した施策)	予算額 (千円)			
経営課題	売上向上・販路拡大	▷新技術・新製品開発費用の一部を助成 ▷展示商談会「ビジネスEXPO」などへの出展に対する支援 ▷品評会等で評価を受けた商品や技術を市HPにおいて情報発信 ▷海外販路開拓に向けた札幌市等との連携による商談会・展示会への出展機会創出 ▷道内外百貨店等で物産展を開催しPR ③スーパーマーケットトレードショーなどの商談会への出展や道の駅などでの販売実証実験、新商品開発等を支援	20,647	▷中小企業競争力強化促進事業のうち ・市場対応型製品開発支援事業 ・マーケティング支援事業 ・コンサルタント等招へい支援事業 ◆北海道中小企業新応援ファンド事業のうち ・地域資源活用型事業化実現事業 ・製品開発チャレンジ支援事業 ▷北海道新技術・新製品開発賞による表彰 ▷新商品トライアル制度 新商品又は新役務を道が認定・随意契約制度等を活用して購入等を行い、販路開拓を支援	▷小規模事業者持続化補助金 経営計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援 ▷中小企業新事業進出補助金 既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援 ▷中小企業成長加速化補助金 売上高100億円超を目指す大胆な投資を進めようとする中小企業の取組を支援 ▷新規輸出1万者支援プログラム JETROや中小機構と連携し、海外展開に挑戦する企業の伴走支援を実施
	資金繰り	▷市内中小企業者の経営安定化や設備近代化のため、金融機関との協調融資や経営相談を実施	770,940	▷中小企業総合振興資金	▷マル経融資（小規模事業者経営改善資金） ▷セーフティネット貸付 ▷セーフティネット保証制度 ▷中小企業経営強化税制や賃上げ促進税制などの各種税制支援
	その他	▷窓口における経営相談	-	▷原油価格高騰などの各特別相談室	▷よろず支援拠点による経営相談 ▷「取引かけこみ寺」による無料相談
地域課題	商業の振興	▷中心市街地活性化などを目的に、商店街団体が独自に企画・実施する事業に対し支援 ▷商店街が行うイベントやアドバイザー派遣事業への支援 ▷空き店舗を活用し店舗を開設又は拡張する既存事業者への支援などを実施	6,864	▷北海道空き店舗情報サイトの運営	▷中心市街地・商店街等診断・サポート事業 商店街などの活性化に向けた専門家の無料相談や便槽支援 ▷地域商店街活性化法に基づく資金・税制等支援
	創業の促進	▷商業起業者の育成及び経営の安定を図るため、参加費無料のセミナーを開講 ④新規創業者に対し、店舗家賃や内外装工事費の一部を補助	17,805	▷地域課題解決型起業支援事業 ◆北海道中小企業新応援ファンド事業のうち ・創業促進支援事業	▷エンジェル税制 スタートアップへ投資を行った個人投資家に対して、税制上の優遇措置を行う

※各制度の周知方法としては、①セミナーや施策説明会、②関係団体へのメールマガジン、③リーフレットやHP公開などであり、市・道・国のいずれにおいても同様

【抜粋：これまでに意見を反映した主な施策内容】

	内容		反映した内容
人材確保	①市内企業の情報検索機能をはじめ、就職に関する支援制度などの情報を掲載する「小樽ジョブナビ」を運営	→	<p>(関連意見)</p> <p>①令和3年度答申「労働力の確保に対する支援など人手不足への対応策を講じること」</p> <p>②令和5年度WG意見「企業情報の発信力を高める」</p> <p>(反映内容)</p> <p>令和4年度、労働力の確保につながることを目的に、女性復職を制度化している企業情報を専用HPで発信する「女性復職支援事業」を開始。</p> <p>その後、②の意見を踏まえて市内企業の魅力を紹介するHPの構築等を検討した結果、令和7年度、当該事業内容を一部引き継ぐ形で「小樽ジョブナビ」をスタートさせ、復職制度だけでなく、各種手当や企業独自の魅力的な制度など、各企業の就労環境をPRできる環境を整備した。</p>
事業承継	②中小企業等実態調査アンケートを実施し、事業承継に課題を抱える事業者に対し、関係機関と連携した支援を実施 (R8予定)	→	<p>(関連意見)</p> <p>①令和8年度意見「廃業の代案や支援策を検討するため、実態調査を実施し状況把握を行うべき」</p> <p>(反映内容)</p> <p>事業承継の実態把握及び今後の支援策検討のため、今年度、市内事業者を対象としたアンケート調査を実施。調査結果を踏まえ、事業承継に課題を抱える事業者の抽出を行い、個別訪問等によるフォローアップや関係機関と連携した支援を行う。</p>
売上向上・販路拡大	③スーパーマーケットトレードショーなどの商談会への出展や道の駅などでの販売実証実験、新商品開発等を支援	→	<p>(関連意見)</p> <p>①令和3年度答申「新たな動きに対応した販路拡大支援策を講じること」</p> <p>(反映内容)</p> <p>令和4年度新規事業としてパッケージ作成支援を行う「経営力強化支援事業」を開始し、令和6年度まで実施。</p> <p>令和7年度以降は、「小樽産品販路拡大強化支援事業」や厚労省の受託事業である「地域雇用活性化推進事業」を通じて商品開発やパッケージ作成支援などに引き続き取り組んでいる。</p>
創業の促進	④新規創業者に対し、店舗家賃や内外装工事費の一部を補助	→	<p>(関連意見)</p> <p>①令和3年度答申「創業環境を意識した事業承継への取組を推進すること」</p> <p>②令和4年度WG意見「ターゲットとするべき“移住者”や“若い世代”に対する制度拡大」</p> <p>(反映内容)</p> <p>内外装工事費補助(補助率:1/2、限度額:500千円)について、限度額に以下のとおり加算を追加した。</p> <p>移住加算…300千円(R4年度より創設) ※市外から移住して1年未満の創業者が対象</p> <p>若者加算…200千円(R5年度より創設) ※40歳未満の創業者が対象</p>